

なかまN関労

2010. 4. 5 No. 64

東日本NTT関連合同労働組合

■発行責任者: 斎藤 隆靖 ■編集責任者: 小峯 幹夫、田原 博

許せない! 団交拒否(法律違反)、処分強行

NTT東日本・茨城事件 第一回審問始まる

個人所有パソコン自己点検で「会社の命令に従わず」等の理由で訓告・口頭注意処分に関連して、茨城支部は昨年10月、団体交渉を行わず一方的に処分を強行したことは、組合間差別、団体交渉拒否などの不当労働行為にあたるとして、茨城労働委員会に救済の申し立てをいたしました。

なぜ、労働委員会に救済の申し立てをしたのか

茨城では、個人所有パソコンの自己点検において、「『情報セキュリティ』の基本方針」に基づくと上長の命令に従わず、個人所有パソコン点検を実施せず、また、会社への報告を指定期限内に行わなかった」という理由で、昨年2月17日訓告処分。更に確認書を提出し



自宅PC点検処分抗議行動 11 09 2 水戸大町ビル

たにも関わらず、期限を過ぎたとして2月4日口頭注意されました。個人所有パソコンの自己点検は、労働条件の変更を伴うもの(作業場所の変更、みなし労働)です。

ところが会社は、N関労茨城支部に対して、一昨年の11月14日ファックス1枚の情報提供しただけで、その後、労働組合に対して自宅PC点検を義務化した説明をすることはあり

また会社は「会社の業務命令で点検していただく、組合との交渉案件ではない・・・」というような発言をしています。これらのことは、労働組合に「会社の責任で実施しなければならぬこと」の多くを、会社は社員の責任しようとしてきています。社員の個人所有パソコン自己点検は、会社の責任を

個人所有PC点検

働組合法第7条2項の団体交渉拒否にあたると考えます。 今回の処分をそのままにしたら、今後何でも業務命令だされ、従わなければ処分されてしまいます。更に、組合の方針で決めて行動していることに対し、団体交渉もせずに対面窓口交渉前の12月24日の会社からの事情聴取は、労働組合への支配介入・不当労働行為になると判断します。

そして、会社は、提出期限の一昨年12月17日より手前に団体交渉を実施せず(対面窓口交渉も提出期限後の12月25日に実施し)、組合員の処分を強行して

個人情報保護法に関して、会社の責任で実施しなければならぬこと

個人情報保護法に関して、会社の責任で実施しなければならぬこと

用語解説

労働委員会

労働委員会とは、労働組合と使用者間の労働条件や組合活動のルールをめぐる争いを解決したり、使用者による不当労働行為があった場合に労働組合や組合員を救済するなど、集団的労使関係を安定、正常化することを主な目的として、労働組合法に基づき設置された合議制の行政委員会です。

労働委員会では、労働争議の「あつせん」、「調停」、「仲裁」を行うほか、労働組合等からの救済申立により「不当労働行為」の審査などを行っています。

不当労働行為

不当労働行為とは、使用者が行う労働組合運動に対する妨害的行為であり、労働組合法において禁止されている行為です。例えば組合間差別や団体交渉拒否は不当労働行為の典型です。

また、①団交の延期、②実質的に交渉権限のない者による形ばかりの交渉、③交渉担当者の無責任な態度、④自己の主張の根拠を説明することの回避、⑤交渉時間が一回30分など短い場合、⑥資料開示の必要の有無なども団体交渉拒否に相当します。

私も定年までであと僅か。諸行事等が重なる。流石に身体が思うように動かなくなり疲れが中々取れません。願いの実現のためにも「生命と健康」を基本に考えていきたいと思っております。(こ)

個人情報保護法に関して、会社の責任で実施しなければならぬこと

このような労働組合軽視のNTT東日本・茨城に対して、昨年10月2日労働委員会に救済の申し立てを行いました。

ささやかな願い

昨年12月、長女が女の子を出産しました。私にとっては初孫です。私のふるさととは茨城県北部の日立市という街です。そこには市民の憩いの、かみね動物園があります。2年前に開園50周年を迎えました。ささやかな願いとは孫を肩車して、象のミネコさんにあいに行くことです。

傍聴のお願い

茨城県労働委員会(茨城県庁23階)へ多くの皆さんの傍聴をお願いします。

□ 4月8日(木)13時~第1回審問
申立人(中村さん、三宅さん)の主尋問と反対尋問

茨城県県庁(労働委員会)
水戸市笠原町978番6
029-301-1111 (代表)
JR水戸駅南口から新庁舎への直行バスで15~20分

労働委員会闘争勝利

不法行為を徹底追及 弱点に切り込み反撃に転じよう

労働組合法第7条では、使用者に対し次の行為を不当労働行為として禁止していますが、NTT東日本・茨城は平然と不当労働行為を繰り返してきました。



料金合理化の時は、1年前からNTT労組には議案に料金合理化の概要が明記され、組合オルグも実勢されていましたが、N関労には一切、情報の提供はありませんでした。

（不利益取り扱いの禁止Ⅱ労組法7条1）
正当な組合活動をしたりその他不利益な取り扱いをすること。

翌年、労働委員会に斡旋を申請しましたが、会社は拒否し、斡旋は不調に終わりました。

（団体交渉の拒否の禁止Ⅱ労組法7条2）
正当な理由がなく団体交渉を拒否すること。

個人所有パソコンの自

己点検は、作業場所の変更やみなし労働時間等、労働条件に関わる事案です。

ところが、会社は、一昨年12月17日のPC自己点検の提出期限後の12月25日に対面窓口交渉を設定し、そのなかで「会社の業務として点検していたら、組合と交渉する問

題ではない」と言い放つ始末でした。

（支配介入の禁止Ⅱ労組法7条3）
労働組合の結成、運営を支配介入すること。

茨城支部の組合員は、12月25日の対面窓口交渉

まえに、職場上長からPC点検の主旨説明と称して事情聴取され、処分の脅しをかけられました。会社は組合で決めた行動をしている組合員に、個別に対応して切り崩しをはかることは、支配介入になります。

譲歩の姿勢示す会社 労働委員会闘争の成果

労働委員会闘争のなかで、会社の対応が次のように変化してきました。
① 団交には必ず応じるようになった。
② これまで団交時間は、勤務時間外で45分間でしたが、勤務時間内の1時間になりました。

③ 会社側は、団交終了間際になるとそれまでは「時間ですよ、時間」といかに早く切り上げたという態度がありありでしたが、それは無くなりました。
④ 団交時の構内駐車は今も、不当にも認めようとはしませんが、それまでの文書では「なお構内での駐車は認めません」が「構内での駐車はできません」に文字面が変わりました。
⑤ 早朝の構内でのピラ配布は、囁みつかんばかりに。構内でのピラ配布は一切認めません」と騒

ぎたっていたのが、今では、止めさせたくて仕方ないのを我慢している苦渋の顔に可笑しさがこみ上げてきます。いろいろな変化がありますが会社側の本質は変わりません。しっかりと抑えつつ有利な条件をこれからの闘いに活かして行きたいと思っております。

《第2準備書面より抜粋》

申立人組合（N関労茨城支部）は、被申立人（NTT東日本・茨城）における最大労組であるNTT東日本労働組合（以下「NTT労組」という。）が労働者の生活と権利を守るために、さわめて不十分な役割しか果たそうとしないことから、このような労働組合では真に労働者の立場に立ってたたかう労働組合をめざして結成されたものである。申立人組合は、結成以来、そ

実質的な団体交渉拒否 労働委員会でNTTを告発

のような立場から労働者の犠牲のもとに最大限の利益追求をはかる被申立人の労務政策を厳しく批判し、職場での宣伝広報に積極的にとりくみ、団体交渉等の機会に被申立人に対して労働者の生活と権利を擁護するための要求を積極的にかけて被申立人に対してその実現を迫ってきた。

被申立人は、こうした申立人組合の活動の影響力が広がることをおそれ、その活動を嫌悪し、申立人組合の結成以来、その活動に制約を加え、影響力を最小限に抑えることを狙ってきた。こうした被申立人の不当労働行為は、以下のようなところ

① 団交交渉については、形式的には全く実施しないわけではないものの、その方法については、時間の都合がつかないと言っている。申立人組合の要求した時期は開かず、日程調整と称して実施時期を遅らせるため、団交事項によっては時機を逃してしまっている。

② 就業時間後あるいは終業時刻の前から終業後にかけての時間帯に行い、就業時間内に終わるような時間設定はしない。実施時間がはじめてから45分間と決められているため、被申立人からの説明を聞いた上でこれ